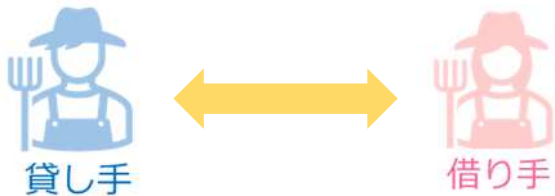


農業者及び農地所有者の皆様へ

農地の貸借は、原則として 農地中間管理機構経由になります！

地域計画策定前

市町村計画（※1）による
相対の農地の貸借



地域計画策定後

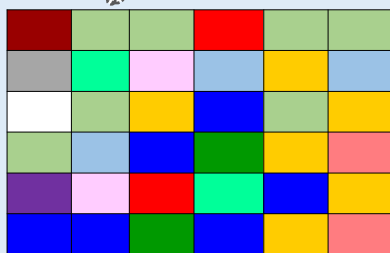
目標地図（※2）の実現に向けた
農地中間管理機構による
農地の貸借



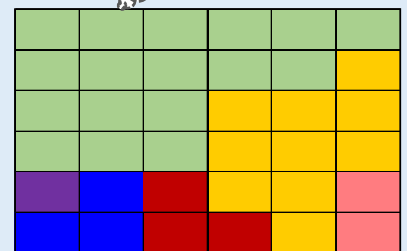
※1 市町村が作成する農用地利用集積計画

※2 目標地図：市町村の作成する地域計画の中で、農地一筆ごとに、誰が耕作するのかを示した地図。
随時更新が可能。

それぞれの農地が
バラバラに混在...



農業者ごとにまとめて
使いやすく！



農地バンク

これまで市町村が作成した農用地利用集積計画から
農地バンクを経由した農用地利用集積等促進計画に一本化

※農地法に基づいて農業委員会の許可を受けて権利設定を行うことは可能です。

農地の貸し借りは



農林水産省

農地中間管理機構活用には 各種メリットがあります！



貸し手のメリット

- 賃料は農地中間管理機構から確実に振り込まれる
- 貸した農地は、貸付期間終了後、返却されるので安心
- 農地中間管理機構に貸し付けた農地について、税制優遇が受けられる

借り手のメリット

- まとまった農地を長期間、安定的に借受できる
- 複数所有者から農地を借りる場合であっても、賃料支払や契約事務について、農地中間管理機構が契約を一本にまとめてくれる
- 貸し手の相続時の対応は、農地中間管理機構が行ってくれる

地域のメリット

- 機構集積協力金が交付される（使い道は地域で自由に決定）
- 農家負担ゼロの条件整備が受けられる

☆メリットについては各種要件を満たす必要があります。
☆農地中間管理機構制度の詳細は、農林水産省HPをご利用ください！

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kikou/nouchibank.html>

農地バンク/農地中間管理機構

検索



ご相談はお近くの**農地中間管理機構・農業委員会**まで！



相談

連絡

農地中間管理機構
養老町農業委員会

〈権利設定のイメージ〉



お問い合わせ先

岐阜県農業公社(農地中間管理機構) Tel: 058-215-6434
養老町農業委員会 Tel: 0584-32-1108

農林水産省